

時効 宅建 H09-04-1 <<#625>>

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対して100万円の貸金債権を有している。Aが弁済期を定めずに貸し付けた場合、Aの債権は、いつまでも時効によって消滅することはない。



【答え】 誤り

<<ポイント1>> 返還の時期 【★基礎】

当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。（民法591条1項）

⇒ 債権が成立してから、この相当期間経過した時から消滅時効が進行する

★ <<ポイント2>> 債権等の消滅時効 【★基礎頻出】

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。

（主観的起算点）

二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。（客観的起算点）

（民法166条1項1号、2号）

⇒ 契約に基づく一般的な債権は、権利発生時にその権利を行使できることを認識しているのが通常であるため、「権利を行使することができることを知った時」と「権利を行使することができる時」は基本的に一致する